

# 会費及び入会金規定

(昭和50年12月制定)

日本プラスチック機械工業会

## 【入会金】

1. 正会員の入会金は、入会希望者の会費月額<sup>1</sup>の3倍とする。
2. 賛助会員の入会金は、5,000円とする。

## 【会費】

1. 正会員の会費は甲表及び乙表のとおりとする。  
正会員のうち成形機以外の機器の製造企業は甲表を適用する。  
正会員のうち成形機械製造企業は乙表を適用する。  
(甲・乙表における従業員数とはプラスチック・ゴム関係機械に関する人数で、専業の場合は全従業員がこれに該当するが、兼業の場合はプラスチック・ゴム関係機械事業の関連人数をさす。)

### (甲表)

区分	従業員数	均等割	差等割	合計月額
A	10人以下	2,000円	3,000円	5,000円
B	11人～20人	2,000円	4,200円	6,200円
C	21人～40人	2,000円	5,600円	7,600円
D	41人～70人	2,000円	10,400円	12,400円
E	71人～100人	2,000円	15,200円	17,200円
F	101人～150人	2,000円	19,800円	21,800円
G	151人以上	2,000円	22,800円	24,800円

### (乙表)

区分	従業員数	均等割	差等割	合計月額
H	10人以下	2,000円	3,600円	5,600円
I	11人～20人	2,000円	4,800円	6,800円
J	21人～40人	2,000円	8,400円	10,400円
K	41人～70人	2,000円	15,600円	17,600円
L	71人～100人	2,000円	22,800円	24,800円
M	101人～150人	2,000円	28,200円	30,200円
N	151人以上	2,000円	30,000円	32,000円

2. 賛助会員の会費月額はA(従業員数20人以下)5,000円、B(従業員21～50人)7,000円、C(従業員51人以上)9,000円とする。

## 【納入方法】

会費は3ヵ月ずつまとめて納入する。

## 【その他】

納入された入会金及び会費は返済しない。